

## 2 公費の請求方法

### 2.1 介護保険給付費明細書による公費の請求

#### 2.1.1 介護扶助

##### (1) 介護扶助の概要




生活保護法では介護扶助として困窮のため最低限度の生活を維持することができない要介護者、要支援者に対し、ほぼ介護保険と同様の給付を行うこととしている（生活保護法第 15 条の 2）。福祉事務所が介護扶助の申請者に対し、保護の要否を判定し、対象者に生活保護法介護券（以下単に介護券という）を発行する。

現物給付が前提であり居宅サービスの場合は居宅介護支援事業者による居宅サービス計画の作成が必須となる。

介護扶助に係るサービス提供を行うサービス事業者は、介護保険指定事業者の指定とは別に生活保護法に基づく事業者の指定を受ける必要がある。

##### (2) 介護扶助の請求

対象者が介護保険の被保険者である場合と被保険者以外の場合とに応じて下表に示す負担割合で請求を行う。

介護扶助の請求方法	
対象者の区分	請求の方法
	居宅介護支援費 居宅介護支援費以外
被保険者	<p>全額介護保険の請求</p>  <p>100/100 保険請求</p> <p>90/100 が介護保険、残りが生活保護の請求（支払い能力に応じ本人負担がある）</p>  <p>90/100 保険請求</p> <p>保険給付されない部分を生活保護請求</p> <p>支払能力に応じた本人負担（介護券に記載）</p>
被保険者以外（40歳以上 65歳未満の医療保険未加入者が要介護・要支援となった場合）	<p>全額を生活保護の請求（支払い能力に応じ本人負担がある）</p>  <p>本人負担額を除き生活保護請求</p> <p>支払能力に応じた本人負担（介護券に記載）</p>

## 2.1.2 低所得者対策等

### (1) 低所得者対策等の概要

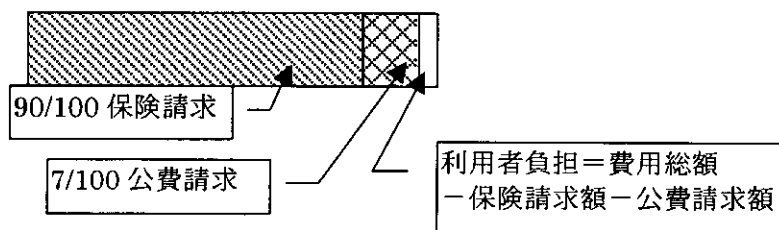
介護保険制度施行時の特別対策として、従来訪問介護を利用していた場合等について、利用者の負担が急激に増えることがないように下表に示す措置がとられる。

低所得者対策等の概要

区分	対象者	負担軽減の内容	対象者の確認方法
法施行時訪問介護利用者に対する経過措置	法施行時に訪問介護を利用している低所得者	訪問介護の利用者負担を当面 3%とし平成 17 年度までに段階的に引き上げる	市町村が認定証を発行する
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援	低所得者であって障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等	平成 16 年度までの訪問介護の利用者負担を 3%とする	市町村が認定証を発行する

### (2) 低所得者対策等の請求方法

保険優先公費に準じた方式で請求を行う。



区分	法別
法施行時訪問介護利用者に対する経過措置	5 6
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援	5 7

### 2.1.3 公費負担医療

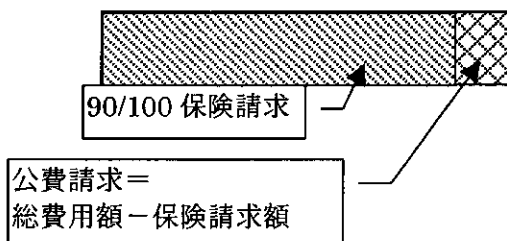
#### (1) 公費負担医療との給付調整

介護保険の給付対象サービスのうち、訪問看護等の医療系サービスについては公費負担医療の給付対象と重なるものが含まれる。

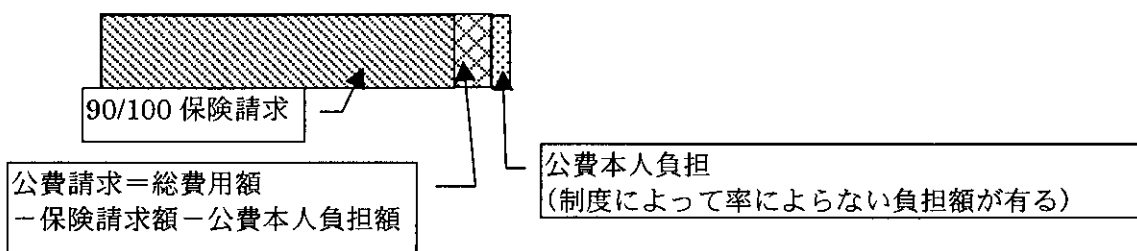
介護保険が優先する公費負担医療（資料編「別表 2」参照）については、公費の給付率が保険の給付率を超える部分について公費から給付が行われる。

#### (2) 保険優先公費の請求方法

##### A 公費負担が 100/100 の場合



##### B 公費負担が 100/100 で利用者本人負担がある場合



##### C 公費負担が 100/100 以外の場合

